

随意契約理由

令和 8 年(2026 年) 3 月 9 日

契 約 担 当 課 名	産業振興課
発 注 担 当 課 名	産業振興課
契 約 名 称	プッシュ型マチカネポイント付与事業ポイント付与等業務委託契約
契 約 内 容	プッシュ型マチカネポイント付与事業ポイント付与等業務委託
契 約 締 結 日 及 び 契 約 期 間	締結日：令和 8 年(2026 年) 3 月 9 日 契約締結日から令和 8 年(2026 年)10 月 31 日まで
契 約 の 相 手 方 (所在地・名称)	東京都文京区本郷 1－1 0－9 住友不動産水道橋壹岐坂ビル 4 階 フェリカポケットマーケティング株式会社
契 約 金 額	●精算データ作成業務：1 回につき 50,000 円 ●参加店舗精算業務：1 件につき 130 円 ●ポイント付与業務 1 人につき 3,000 円 ●ひとり親家庭・若者世代に係るポイント付与業務 該当者 1 人につき 3,000 円
随 意 契 約 理 由	(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 第 2 号に該当) プッシュ型マチカネポイント付与事業ポイント付与等業務委託については、フェリカポケットマーケティング株式会社が独自に開発した「マチカネポイントアプリ」及びその管理システムを用いて運用するものである。 そのため、本システムを用いてプッシュ型マチカネポイント付与事業ポイント付与等業務を運用できるのは開発事業者であるフェリカポケットマーケティング株式会社のみとなるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき随意契約するものである。